

令和8年清瀬市議会第1回臨時会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	議決日 結果						
議案 第26号	専決処分の報告について(損害賠償及び和解)	<p>令和8年2月14日午後3時40分頃、市役所本庁舎内にて端末の入れ替え作業中にデータが参照できなくなるという障害が発生しました。この障害により、仮想インフラ基盤上に搭載されているすべてのサーバ群が使用不可となり、同年2月17日までの間、基幹系業務の窓口サービスや職員による業務遂行に影響が生じました。加えて、一部の窓口サービスに関する復旧には2月20日までの期間を要しました。</p> <p>同障害により市に発生した損害について損害賠償金として支払いを受け、和解するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項に規定する専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <table border="0"> <tr> <td>1 専決処分番号</td> <td>令和8年第3号</td> </tr> <tr> <td>2 専決処分日</td> <td>令和8年3月23日</td> </tr> <tr> <td>3 損害賠償請求額</td> <td>4,537,156円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">所管課 DX推進課、文書法制課</p>	1 専決処分番号	令和8年第3号	2 専決処分日	令和8年3月23日	3 損害賠償請求額	4,537,156円	継続審査
1 専決処分番号	令和8年第3号								
2 専決処分日	令和8年3月23日								
3 損害賠償請求額	4,537,156円								
議案 第27号	専決処分の報告について(清瀬市市税条例の一部を改正する条例)	<p>去る3月31日に公布があった地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)の施行に伴い、清瀬市市税条例の一部を改正する条例(令和8年清瀬市条例第9号、令和8年4月1日公布)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <table border="0"> <tr> <td>1 専決処分番号</td> <td>令和8年第4号</td> </tr> <tr> <td>2 専決処分日</td> <td>令和8年4月1日</td> </tr> <tr> <td>3 主な改正内容</td> <td></td> </tr> </table> <p>(1) 軽自動車税の環境性能割を令和7年度末をもって廃止しました。</p> <p>(2) 個人市民税の肉用牛の売却による事業所得にかかる課税の特例を3年延長しました。</p> <p>(3) 固定資産税について、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の対象を拡充し、3年延長しました。</p>	1 専決処分番号	令和8年第4号	2 専決処分日	令和8年4月1日	3 主な改正内容		継続審査
1 専決処分番号	令和8年第4号								
2 専決処分日	令和8年4月1日								
3 主な改正内容									

		<p>(4) 地方税法の一部改正において、条項の繰上げ、繰下げが多々あったため、条例における同法の引用条項を改めました。</p> <p style="text-align: right;">所管課 課税課、文書法制課</p>	
議案 第28号	専決処分の報告について(清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例)	<p>去る3月31日に公布があった地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例(令和8年清瀬市条例第10号、令和8年4月1日公布)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和8年第5号</p> <p>2 専決処分日 令和8年4月1日</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の対象を拡充し、わがまち特例とした上で3年延長しました。</p> <p>(2) 法改正に伴う文言や引用条項の整備等を行いました。</p> <p style="text-align: right;">所管課 課税課、文書法制課</p>	継続審査
議案 第29号	専決処分の報告について(清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	<p>去る3月31日に公布があった地方税法施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第83号)の施行に伴い、清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和8年清瀬市条例第11号、令和8年4月1日公布)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和8年第6号</p> <p>2 専決処分日 令和8年4月1日</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>物価上昇の影響で国保税均等割分の軽減範囲が縮小しないよう、軽減判定所得で世帯人数に乗じる額を、5割軽減は「30.5万円」から「31万円」に、2割軽減は「56万円」から「57万円」に引き上げました。また、医療費の増嵩を踏まえ、基礎課税分の限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げました。</p> <p style="text-align: right;">所管課 保険年金課、文書法制課</p>	継続審査